

中津市広告入り封筒寄附の募集要領

中津市では、更なる行政サービスの向上と多様化する市民ニーズなどに応えるため、「行政サービス高度化プラン」に基づき、新たな財源確保策として、中津市で使用する封筒の裏面に広告を掲載した封筒の寄附を募集します。

1. 募集数量等

- (1) 募集する封筒のサイズは、角2封筒、長3封筒、A4対応窓口封筒及びA5対応窓口封筒とします。
- (2) 募集数量は、中津市役所分（角2封筒100,000枚、長3封筒160,000枚）、中津市教育委員会分（長3封筒20,000枚）、市民課分（A4対応窓口封筒50,000枚、A5対応窓口封筒10,000枚）です。
- (3) 封筒の使用期間は、令和8年7月より令和9年6月末までの1年間です。
- (4) 広告は封筒の裏面に掲載します。
- (5) 封筒の表面には、中津市役所分は、中津市役所の本庁、各支所及び議会事務局の郵便番号、住所、電話番号、ファックス番号、なかつメールのQRコード、市章などを印刷していただきます。
教育委員会分、市民課分についても同様の内容を印刷していただきます。
(詳細は仕様書を参照して下さい。)
- (6) その他詳細については、別紙仕様書の通りとします。

2. 募集者の資格

封筒の寄附を希望する者で、「中津市広告料収入事業実施要綱」及び「中津市広告入り封筒の寄附の取扱に関する要領」を遵守する者

3. 募集期間

令和8年1月5日から令和8年1月19日まで（期日必着）

4. 提出書類

- (1) 中津市封筒寄附申込書（様式第1号）
- (2) 過去2年間の寄附の実績及び過去に提供した封筒の見本
- (3) 中津市に寄附予定の封筒のレイアウト
- (4) 広告の募集方法及び募集規程などを記載した書類（他に広告を募集す

るものに限る)

- (5) 封筒の納入方法及び管理方法などを記載した書類
- (6) 寄附までのスケジュール (案)
- (7) 法人の場合は会社の登記簿謄本 (提出期限前過去3ヶ月以内のもの)
- (8) 会社概要 (個人事業主は身元証明書)
- (9) 広告申込者及び掲載される者の納税証明書又は完納証明書 (提出期限前過去3ヶ月以内のもの、市外の者については、所在地における納税証明書又は完納証明書)

5. 応募方法

申込書に必要事項を記入し、下記まで持参又は書留郵便にて提出してください。(ファックスやメールによる提出は受理しません。)

ただし、持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に持参してください。

〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市役所総務課総務係
電話：0979-62-9871 (直通)

6. 決定方法

2者以上の応募があった場合には、提出された書類の内容や条件などを審査の上、1者を選定します。

7. 協定

協定にあたっては、寄附の決定を通知した日から7日以内に別紙協定書を取り交わします。

8. 事前協議

- (1) 広告内容は、「中津市広告料収入事業実施要綱」及び「中津市広告入り封筒の寄附の取扱に関する要領」に従ってください。また、個人の氏名広告は掲載しません。
- (2) 寄附決定者は、広告主を選定した後、「広告掲載申込書 (様式第4号)」をもって、広告主選定及び広告内容の可否について総務部総務課へ協議してください。なお、提出された申込書の内容によっては、広告主選定の拒否や広告内容の修正をする場合があります、これに従っていただけない場合は、協定を解除します。
- (3) 寄附決定者が封筒を印刷発注したときは、校正の段階で校正原稿を確認させていただきます。

- (4) 協定期間中に、広告内容を変更したい場合も上記(1)(2)(3)と同様とします。

9. 納品

上記7の協議の結果、掲載承諾した日から30日以内に納品してください。

10. 封筒の使用

- (1) 納品していただいた封筒は、中津市役所の各課の日常業務で使用しません。
- (2) 封筒の用途は、中津市役所分、教育委員会分は、民間企業、団体、個人、官公庁等を対象とした通知書、証明書等の発送や各種会合での資料配布用として利用します。
また、市民課分は来庁者の証明書等を入れる封筒として、自由に持ち帰れる場所に配置します。
- (3) 協定締結後、広告主が「中津市広告料収入事業実施要綱」あるいは、「中津市広告入り封筒の寄附の取扱いに関する要領」に違反したとき、あるいは違反していたことが判明したときは協定を解除する場合があります。この場合に生じる損害は、全て寄附決定者の責任において解決していただきます。

11. 注意事項

- (1) この要領に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- (2) 審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。
- (3) 提出に要する費用は、応募者負担とさせていただきます。
- (4) 提出された書類は原則として返却されません。